宮崎大学附属図書館におけるネーミングクライツ事業募集要項

国立大学法人宮崎大学（以下「本学」という。）は、「宮崎大学におけるネーミングクライツ事業の設定等に関する基本方針」に基づき、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ネーミングライツ事業の公募を実施します。

１．ネーミングクライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、本学の施設等（宮崎大学固定資産管理規程第２条（１）に規定する建物及び構築物）の愛称を決定する命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業です。

２．対象施設等

A）附属図書館　　建物全体（部屋名は含みません）
B）附属図書館１階　ワークショップコート
C）附属図書館３階　hidamari
D）附属図書館３階　itanoma
E）附属図書館３階　komorebi

詳細は、別紙１を参照してください。
A）～E）のひとつでも応募可能です。

３．応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
③ 社会問題をおこしているもの
④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
⑤ 消費者金融業及び事業者金融業
⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの

⑦ 政治団体
⑧ 宗教団体
⑨ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
⑪ その他ネーミングライツを実施する事業者として適当でないと認められるもの

４．命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、契約後３年以上とします。

５．命名権付与条件

（１）愛称

① 命名する愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
② 当該対象施設等にふさわしいものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称として用いることができません。
- 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 社会問題等の主義、主張に係るもの
- 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- その他、本学が愛称として設定することが適当でないと認めたもの

③ 組織等の正式名称は変更せず愛称を命名することとし、原則、契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

（２）命名権者のメリット

① 事業者等は、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称サイン、案内看板等を事業者等の負担で設置できます。なお、愛称サイン等の内容（デザインや大きさ等）等及び設置場所については、本学と協議が必要です。また、愛称サイン等の設置、変更及び命名

権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は事業者等の負担とします。

② 本学の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット、シラバス等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

６．ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、別紙１のとおりとします。

ただし、希望額が別紙１によらない場合は、協議の上決定します。

７．選定方法

次の選定項目、評価基準をもとに評価を行い、総合的に判断します。なお、選定結果はすべての応募者に通知します。

番号	選定項目	評価基準	判断等
１	応募資格	・応募資格を満たしているか	適・否
２	愛称	・法令、公序良俗等に反せず対象施設にふさわしいものとなっているか	適・否
３	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど、高評価とする。	年額
判定	評価基準により評価を行い、総合的に判断を行います。		順位

８．応募方法

（１）提出書類

① ネーミングクライツパートナー申込書（11 頁）

② 法人等の概要を記載した書類（会社概要）

③ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）

（２）締め切り

随時受付とし、締め切りはそれぞれの対象施設等において最初の応募者を受け付けた後１ヶ月とします。

（３）申請書提出先

宮崎大学施設環境部企画管理課資産管理係

〒889-2192　宮崎市学園木花台西 1-1

TEL：0985-58-7997

E-mail：kanzai@miyazaki-u.ac.jp

９．ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

（１）ネーミングライツパートナーは、宮崎大学附属図書館におけるネーミングライツ選定委員会（以下、「委員会」という。）において審議のうえ、学長が決定します。

（２）本学は、（１）により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、当該施設等のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとします。

（３）ネーミングライツパートナーの選定の結果は、全ての応募事業者等に文書で通知するとともに、本学のホームページ等により公表するものとします。

10. 本学の責務

設定された愛称は、学内外における呼称として、本学のホームページ等で幅広く使用するなど普及に努めます。ただし、愛称であることを踏まえ、本学規則等においては、対象施設等の愛称について規定しません。

11. ネーミングライツパートナーの責務

（１）ネーミングライツパートナーは、設定した愛称に関する一切の責任を負うものとします。

（２）第三者から愛称に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決するものとします。

12. 命名権料の納入

原則、本学が発行する納入依頼書で指定された期日までに、年度毎に指定した預金口座に一括で納入することになります。

13. 本学の解除権

（１）本学は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとします。

① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

② 契約に定める条項に違反したとき。

③ 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を著しく低下する行為を行ったとき。

④ 役員・従業員・株主その他の関係者による不正行為、反社会的行為などによって乙の社会的信用が著しく低下したとき。

⑤ その他上記に準じる事由によって社会的信用が著しく低下し、本施設に愛称等を使

用することが不相当になったとき。

⑥　応募時の応募資格を満たさなくなったとき。

（２）（１）の場合、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担する義務を負います。

（３）本学は、（１）によるほか、必要があるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができます。

（４）本学は、（３）によりネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除したことによってネーミングライツパートナーに損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければなりません。この場合における賠償額は、本学とネーミングライツパートナーとが協議して定めます。

（５）本学の解除権の行使は、委員会の議を経て学長が決定します。

14. その他留意事項

① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。

② 提出された書類は、返却しません。

③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。

④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

別紙１

ネーミングライツ対象施設等

基本情報：開館時間　平日 8:40-21:00　土日9:00-17:00　祝日休館（時季等により異なります。）
利用人数　年間延　193,905人（H30年度実績）

※希望があれば、事前の現地確認が可能ですので申請書提出先までご連絡ください。

（税別）

番号	建物名 （部屋名等）	概要	写真	希望ネーミングライツ料 （年間）
A	附属図書館 建物全体 （部屋名は含みません）	木花キャンパスの中心に位置する附属図書館は「共に学び、考え、創る共創の場」をコンセプトに令和２年7月にリニューアルオープンを行います。		約500万円
B	１階 ワークショップコート	多様なセミナーが開催されます。コミュニケーションコモンズと一体に整備されてお りイベント、展 ペースとしても	 成　約　中 令和12年3月31日まで	約15万円
C	３階 hidamari	授業、イベント、ゼミ、グループ学修等、多様な利用の仕方ができるフロアです。		約30万円
D	３階 itanoma	授業、イベント、ゼミ、グループ学修等、多様な利用の仕方ができるフロアです。 キャンパスが見渡せる階段席があります。		約30万円
E	３階 komorebi	授業、イベント、ゼミ、グループ学修等、多様な利用の仕方ができるフロアです。		約25万円

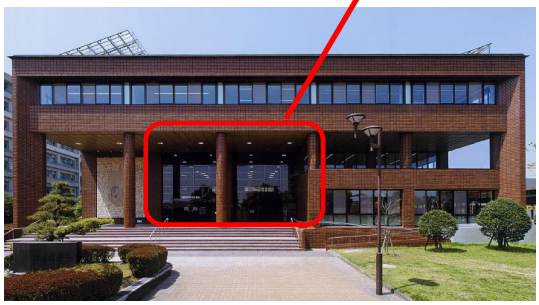
※ネーミングライツ料が本学の希望額に達しない場合においても、応募可能です。

愛称の表示例

愛称表示の場所やデザイン、大きさ等は協議により決定しますが、
例として、以下のような場所が考えられます。

【A　附属図書館（建物全体）】

（例）ガラス面へ
カッティングシートで表示

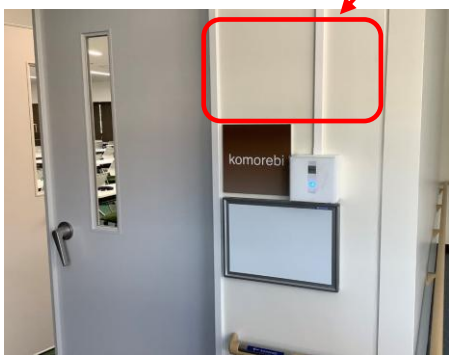




※窓サイズ
縦 620mm 横1,512mm 程度
横 4 枚以内

【B～E　居室】

扉付近に愛称を表示



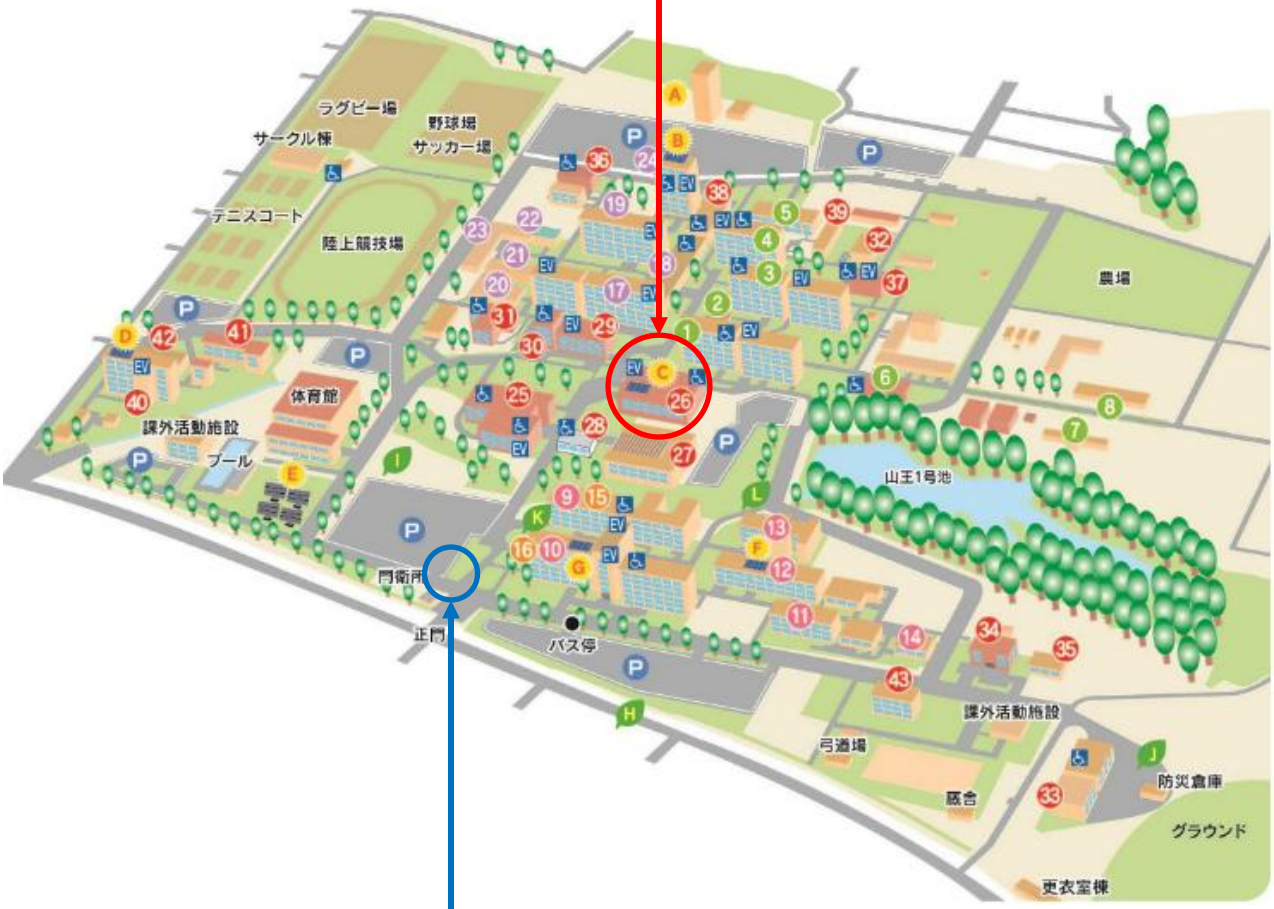
協議により「リクルート掲示板」等
を設置



上記の看板等の他、本学のホームページ等を通じて、愛称の普及に努めますので、
企業のイメージアップ戦略が期待できます。
詳細は施設環境部企画管理課資産管理係までお問い合わせください。

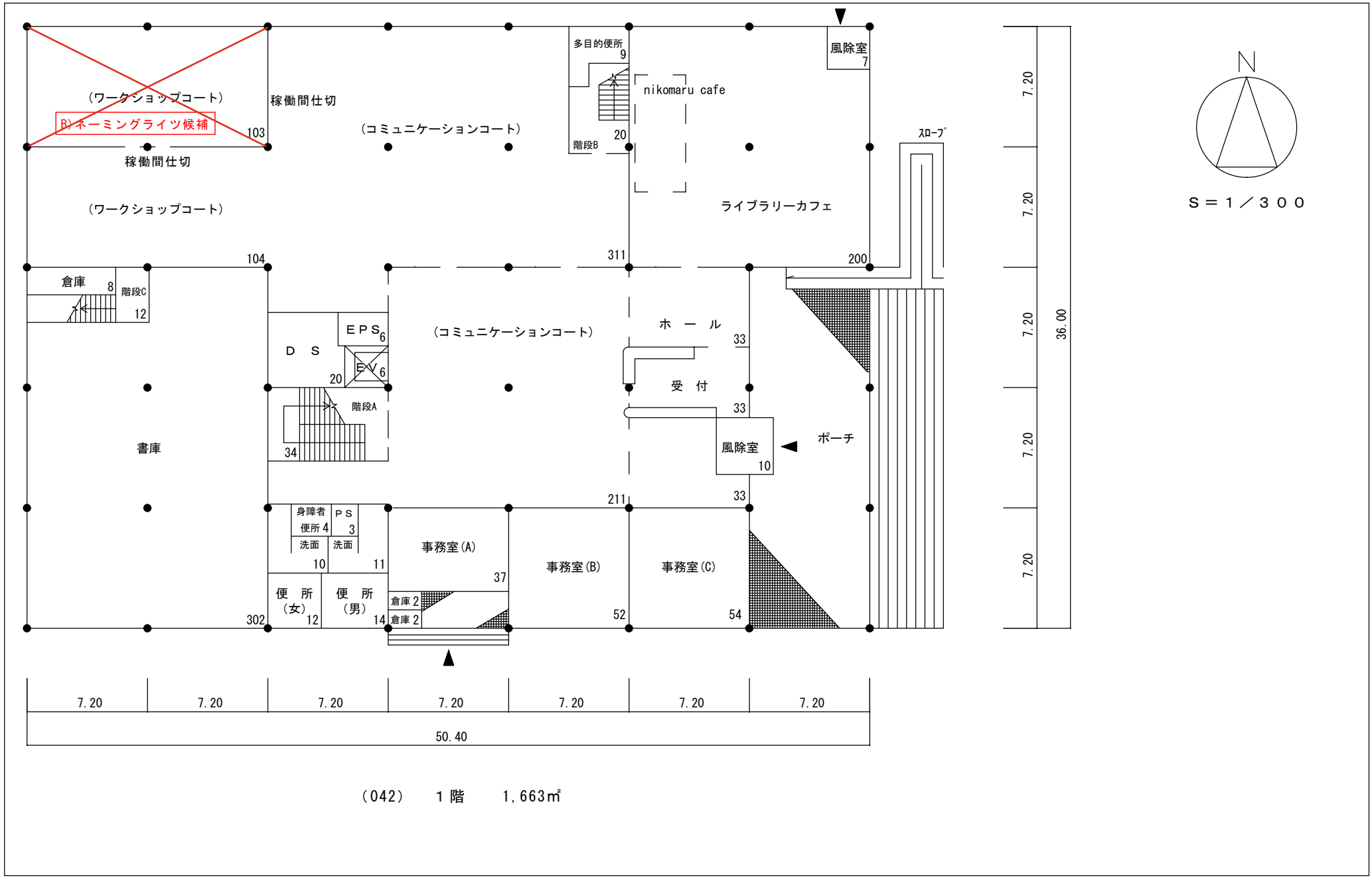
木花キャンパス　配置図

附属図書館
4,977㎡



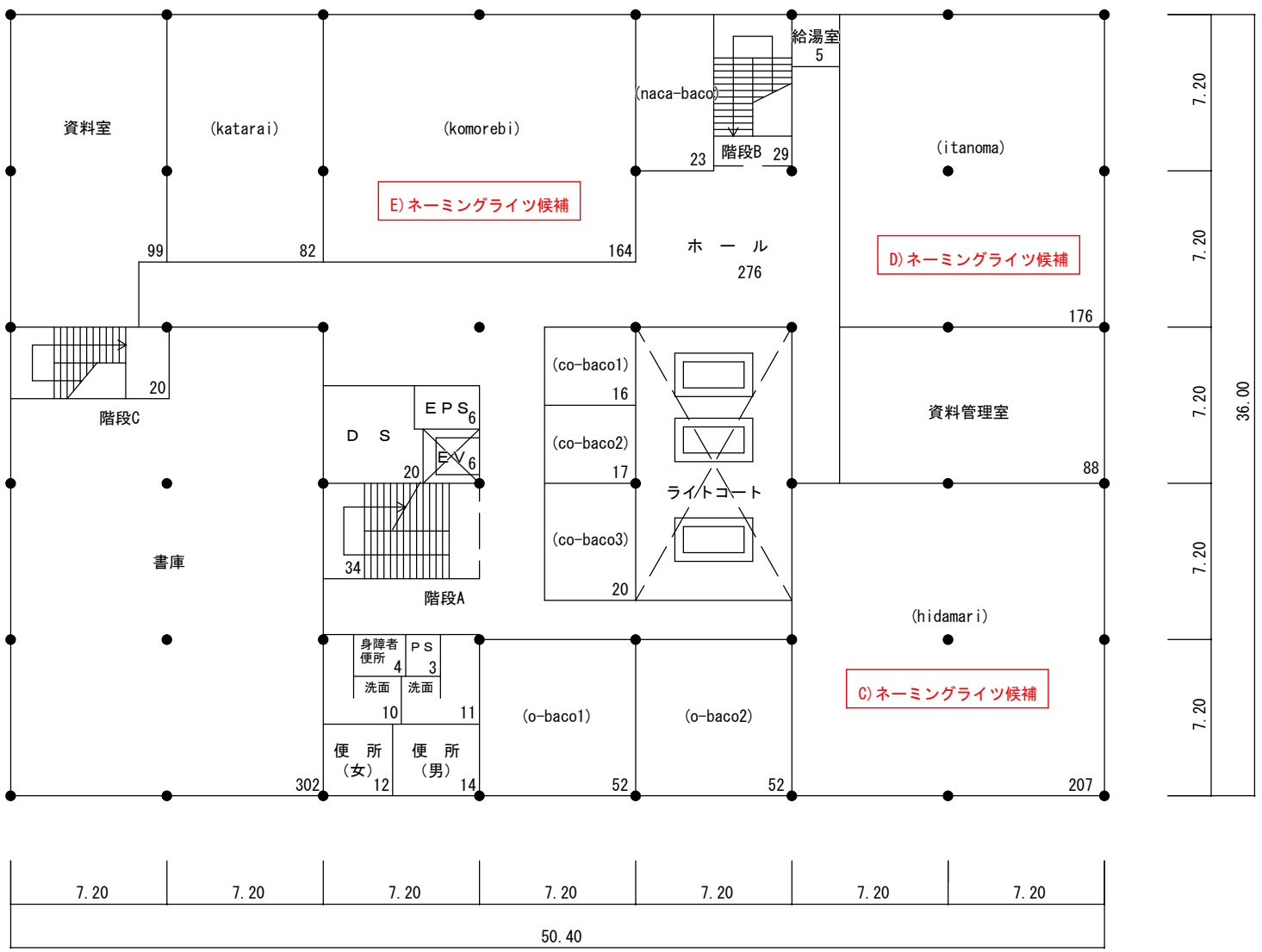
構内案内図

棟　別　平　面　図



（042）　１階　　1,663㎡

棟　別　平　面　図



（042）　３階　　1,748㎡

様式第２号（第９関係）

年　　月　　日

国立大学法人宮崎大学　学長　殿

申込者

名　称

代表者　　印

住　所

ネーミングライツパートナー申込書

「宮崎大学附属図書館におけるネーミングライツ事業募集要項」に基づき、ネーミングライツパートナーになることを希望しますので、関係書類を添えて以下のとおり申し込みます。

建　物　名 （部屋名　等）		
愛　称　案	□愛称（案）＿＿＿＿＿＿＿＿ □宮崎大学に一任します。	
愛称の理由		
希望ネーミングライツ料	円（年額／税抜）	
希望契約期間	（契約後３年以上）	
連　絡　先	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

※　敷地内外及び居室内に設置する看板等に関わる費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーが負担する。なお、表示の変更が生じた場合も同様とする。